

日本食品海外プロモーションセンター執行役に関する内規

令和3年6月17日

独立行政法人日本貿易振興機構内規第167号

最新改正 令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この内規は、独立行政法人日本貿易振興機構日本食品海外プロモーションセンターの執行役の職責を担う常勤の執行役に関し、必要な事項を定める。

(採用)

第2条 理事長は、組織規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第1号）第92条第2項に定める執行役の職務を行わせるため、選考により、執行役を採用することができる。

2 執行役は、「任期付職員の採用、給与及び就業に関する内規」（独立行政法人日本貿易振興機構内規第112号）第3条第一号に規定する任期付職員とする。

(任期)

第3条 執行役の任期は、5年を超えない期間で理事長が定める。

(給与の決定)

第4条 執行役の給与は、個別契約による年俸制とする。

2 執行役の年俸は、「任期付職員の採用、給与及び就業に関する内規」第5条第2項に定める事項を考慮し、人事院による「令和元年度民間企業における役員報酬（給与）調査」の平成30年民間における取締役の年間報酬額（全規模）を超えない範囲で理事長がその額を決定する。

3 個別契約の更新にあたっては、契約期間中の人事評価結果を反映した年俸額とする。

4 第2項に定める年俸の上限額は、社会一般の情勢を考慮し、必要に応じ、改正するものとする。

(給与の支払い方法)

第5条 執行役の給与の支払い方法については、個別契約に定める。

(給与の減額)

第6条 執行役が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき第8条第2項により算出した勤務1日当たりの給与額を7.75で除した額を減額した給与を支給する。

(退職金)

第7条 職員退職手当規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第5号）に定める退職手当は支給しない。

(中途解約)

第8条 執行役の契約を任期途中で解除したときの給与は、解除した日までの日割計算で支払う。

2 前項の日割計算は、年俸を当該年俸に係る始期と終期の間の勤務すべき日数で除して算出する。

(諸税、社会保険等)

第9条 執行役の諸税及び社会保険等の取扱いについては、それぞれを定める法律に従い控除する。

(旅費)

第10条 執行役には、外国旅費規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第40号）及び内国旅費規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第41号）を適用する。

2 外国旅費規程及び内国旅費規程に基づき支給する旅費の区分は個別契約に定める。

(就業規則の適用)

第11条 執行役の就業については、この内規に定める場合を除き、就業規則（独立行政法人日本貿易振興機構規程第7号）の定めるところによる。

(倫理規程の適用)

第12条 執行役には、倫理規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第47号）を適用する。

2 倫理規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第47号）の適用にあたっては、第19条においては「2等級以上の管理職」を読み替えるものとする。

附 則

この内規は、令和3年6月17日から施行し、令和3年7月1日より適用する。

附 則

この内規は、令和3年9月29日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。